**〇〇集落実行組合規約**

(制定　令和７年〇月〇日)

**【目的】**

第１条　新みやぎ農業協同組合とともに、自主的な集落活動を通じて、農業振興と地域の活性化を図ることを目的とする。

**【名称】**

第２条　この組合の名称を〇〇集落実行組合と称する。

**【事務所の所在地】**

第３条　この組合の事務所は、組合長宅に置く。

**【事業】**

第４条　この組合は、第１条の目的を達成するために次の事業を行う。

　　　　１　農業振興に関する各種研修会の開催

２　関係機関と協調し座談会等の開催

　　　　３　農道水路の刈払い及び整備

　　　　４　その他第１条の目的の達成に必要な事業

**【構成員】**

第５条　この組合は、新みやぎ農業協同組合の組合員によって構成する。

**【役員】**

第６条　この組合に次の役員を置く。

　　　　(１)　組合長　　１名

　　　　(２)　副組合長　〇名

　　　　(３)　会計　　　〇名

　　　　(４)　監事　　　〇名

**【役員の任務】**

第７条　組合長は、この組合を代表し、業務執行にあたる。

　　２　副組合長は、組合長を補佐し、組合長に事故あるときは、その職務を代理する。

　　３　会計担当は、会計帳簿の作成等、この組合の会計に関する業務を処理する。

　　４　監事は、この組合の業務及び財産の状況を監査し、その結果につき総会に報告する。

**【役員の選出】**

第８条　役員は、総会において選任する。

**【役員の任期】**

第９条　役員の任期は、〇年とし再任を妨げない。ただし、補欠により選任された役員の任期は、前任者の残任期間とする。

**【総会及び議決方法】**

第１０条　総会は、毎事業年度１回開催する。また、組合員の３分の２以上の請求があったときは、臨時総会を開催することができる。

　　　２　総会は、組合員の２分の１以上が出席しなければ、議決することができない。この場合において、書面又は代理人をもって議決権を行う者は、これを出席者とみなす。

　　　３　総会の議決権は、組合員１人１票とし、総会の議事は、組合員総数の議決権の２分の１以上でこれを決する。

**【総会の議決事項】**

第１１条　次の事項は、総会の議決を経るものとする。

　　　１　規約の改廃

　　　２　解散及び合併

　　　３　事業計画及び収支予算の決定又は変更

　　　４　事業報告及び決算の承認

　　　５　経費の賦課及び徴収方法

　　　６　役員の選任

　　　７　その他組合の運営に必要な事項

**【事業年度】**

第１２条　この組合の事業年度は、毎年〇月〇日から〇月〇日までとする。

**【その他】**

第１３条　その他組合の運営に必要な事項は、別に定める。

　附　則　この規約は令和〇年〇月〇日より施行する。